

令和4年度 福島県玉川村「地域おこし協力隊」募集要項

玉川村（たまかわむら）は福島県の中南部に位置し、阿武隈山地の西斜面の丘陵地と阿武隈川東岸に開けた平坦地からなり、人口約 6,500 人の自然豊かな村です。高速交通網として、東北自動車道と磐越自動車道を結ぶあぶくま高原道路が平成 23 年に全線開通し、主要都市部へのアクセスに優れています。更に福島県の空の玄関口としての福島空港があり、北海道（新千歳空港）や大阪（大阪国際空港）へのアクセスが非常に便利です。

本村は農業を基幹産業とする農村地域で、現在は人口減少に歯止めがかからない状況となっており、農業の担い手の不足による新規就農者の確保が課題となっています。そこで、後継者不足の農家の支援を行いながら、自らも農業技術を習得し、自立した農業経営を目指してもらうため、村認定農業者会がサポートいたします。

また、過疎化が進む地域の賑わいを創出するため、本村が推進する着地型観光と連携したイベント開催など観光誘客を進めていきます。

これらの課題を解決していくため、地域外から意欲のある人材を積極的に受け入れ地域の賑わいを創出していくため、次のとおり「地域おこし協力隊」を募集します。

1. 募集人員

玉川村地域おこし協力隊

- ① 特産品栽培・PR 支援隊員・・・・・・・・・・ 1 名
- ② 農業支援隊員・・・・・・・・・・ 1 名
- ~~③ 元気スポーツクラブ活動支援隊員・・・・・・・・・・ 1 名~~
- ④ 移住コーディネーター隊員・・・・・・・・・・ 1 名
- ⑤ たまかわ文化体育館賑わい創出支援隊員・・・・・・・・ 1 名
- ~~⑥ 健康づくり支援隊員・・・・・・・・・・ 1 名~~
- ~~⑦ 新産業チャレンジ隊員・・・・・・・・・・ 1 名~~
- ⑧ 情報発信支援隊員・・・・・・・・・・ 1 名

2. 主な事業概要（活動内容）

(1) 特産品栽培・PR 支援隊員

- ・特産品「さるなし」の栽培技術を学びながら、高齢化が進む生産組合の支援活動を実施。また、生産組合が管理する圃場を利用し、自らで栽培を行い販売に至る一貫した対応を行う。
- ・玉川村特産品「さるなし」をPRするため、SNS 等を活用した情報発信を行い、知名度向上と、販路拡大や新たな加工品を創出する活動を実施。
- ・地域おこしとなる各種イベント等の協力や玉川村の情報発信活動（地域おこし活動全般）を実施。

(2) 農業支援隊員

- ・村内にある農家等（認定農業者会・村営農推進協議会）で、農業技術の研修や経

営のノウハウを取得しながら、自らも将来的に農業で自立を目指す。

- ・ 地域おこしとなる各種イベント等へ参加し玉川村の魅力ある農産物の情報を発信する活動等（地域おこし活動全般）を実施。

(3) ~~元気スポーツクラブ活動支援隊員~~

- ~~・ たまかわ元気スポーツクラブを活動の拠点に各種資格を取得しながら、当クラブの内容充実及び活動強化を支援。~~
- ~~・ 元気スポーツクラブ活動を通じ、子どもから高齢者までスポーツの楽しさが得られるようクラブの環境づくり支援。~~
- ~~・ 地域おこしとなる各種イベント等の協力や玉川村の情報発信活動。~~

(4) 移住コーディネーター

- ・ 村移住推進計画に基づいた移住者支援事業のサポート活動。
- ・ 福島県やふるさと回帰支援センターと連携した移住相談窓口の対応支援。
- ・ お試し住宅や空き家再生など、移住しやすい環境整備の支援。
- ・ 移住希望者に伝わる玉川村の魅力や情報を発信する活動。
- ・ 地域おこしとなる各種イベント等の協力や玉川村の情報発信活動。

(5) たまかわ文化体育館賑わい創出支援隊員

- ・ 玉川村公民館の認知度アップのために、イベント企画・運営、公民館イベントの運営補助や公民館図書室の環境整備支援活動。
- ・ 婚活支援として村結婚相談所とのやり取りや、婚活イベント企画提案運営など補助的活動。
- ・ 地域おこしとなる各種イベント等の協力や玉川村の情報発信活動。

(6) ~~健康づくり支援隊員~~

- ~~・ 地域住民の健康づくり支援活動~~
- ~~・ 健康の駅「たまかわ」を活動の拠点に、村内の高齢者や若者・女性の健康づくりを中心に活動。活動期間中に健康運動指導士の資格を取得し、村民の健康づくり活動。~~
- ~~・ 地域おこしとなる各種イベント等の協力や玉川村の情報発信活動。~~

(7) ~~新産業チャレンジ支援隊員~~

- ~~・ 村内民間事業者が実施するクラフトビール製造に関する活動支援（醸造研修などの製造に必要な研修の受講やマーケティング調査など）~~
- ~~・ 村内ホップ栽培へ向けた環境づくり支援~~
- ~~・ ビール等販売に係る活動支援~~
- ~~・ 地域おこしとなる各種イベント等の協力や玉川村の情報発信活動。~~

(8)情報発信(SNS等)支援隊員

- ・ SNS(Facebook/Twitter/Instagram/You tube)を用いた各種情報発信活動。
- ・ 村広報担当と連携した、村内でのイベントや事業への取材等支援活動。
- ・ 村観光物産協会と連携したイベント活動。
- ・ 各種行事や地域おこしにかかる積極的な支援活動。

3. 募集対象（次の要件を全て満たす方）

① 応募時点で20歳以上の方

② 次に掲げる要件のいずれかに該当し、隊員に任用された後、直ちに住所を本村に異動することが確実な者。

ア 三大都市圏内の都市地域（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域全部）のうち過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）により指定された地域（以下「条件不利地域」という。）以外の地域に現に住所を有する者。

イ 指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）のうち条件不利地域以外の地域に現に住所を有する者。

ウ 本村以外において地域おこし協力隊員として同一地域での2年以上の活動経験を有し、かつ委嘱期間終了後1年以内の者。

エ 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）の参加者としての2年以上の活動経験を有し、かつ、JETプログラム終了後1年以内の者。

③ 活動内容を積極的に企画・提案・実行できる方

④ 地域住民と協力しながら意欲的に活動できる方

⑤ 普通自動車運転免許を取得している方

⑥ パソコン・携帯電話等の情報通信機器を使用でき、ワード・エクセル・ソーシャルネットワーキングサービス等を活用できる方

⑦ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当せず、心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方

⑧ 暴力団員、暴力団関係事業者に該当しない方

4. 勤務地

玉川村内

5. 勤務条件

- ① 任用形態 玉川村会計年度任用職員
- ② 任用期間 採用決定日から令和5年3月31日まで
(ただし、活動に取り組む姿勢・成果等を勘案して年度単位で更新、
最長で委嘱の日から3年まで延長することができます。)
- ③ 報酬
- 1 (1) 特産品栽培・PR支援隊員
(2) 農業支援隊員
(3) 元気スポーツクラブ活動支援隊員
(4) 移住コーディネーター隊員
(5) たまかわ文化体育館賑わい創出支援隊
(6) 健康づくり支援隊員(健康運動指導士資格保有者以外)
(7) 新産業チャレンジ隊員
(8) 情報発信支援隊
■日額7,427円 ※毎月末日締め、翌月10日に支給
■期末手当 任用期間及び勤務条件に応じて、年2回
(6月及び12月)に支給されます。
- 2 (6) 健康づくり支援隊員のうち健康運動指導士の
資格保有者
■日額8,305円 ※毎月末日締め、翌月10日に支給
■期末手当 任用期間及び勤務条件に応じて、年2回(6月及び
12月)に支給されます。
- ④ 勤務先 玉川村役場
- ⑤ 勤務日数 1日当たりの勤務時間は7時間00分
勤務時間 (1週当たり35時間以内)
- ⑥ 休暇等 週2日以上。
年末年始、勤務時間に応じた年次有給休暇付与有、土曜日・日曜日・
祝日に勤務する場合有、その他特別に認められている休暇
- ⑦ 住居 村が指定する住居(アパート等)に入居していただきます。
なお、家賃については村が負担します。個人の光熱水費等は
自己負担となります。
- ⑧ その他 隊員ごとに自動車を村が借り上げ貸与します。
※車種の選定はできません。
健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

6. 応募手続

① 応募受付期間

- ・定員に達するまで随時募集。

② 提出書類

- ・応募用紙（玉川村公式ホームページから取得してください。）

③ 申し込み・お問合せ先

〒963-6392 福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9番地

石川郡玉川村役場 企画政策課

Tel0247-57-4628 Fax0247-57-3952

E-mail : kikaku@vill.tamakawa.fukushima.jp

7. 選考

① 第1次選考 書類選考の上、合否の結果を応募者全員に文書で通知します。

② 第2次選考 第1次選考合格者を対象に玉川村役場において第2次選考（面接）を行います。詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。なお、第2次選考（面接）に要する交通費等は個人負担とします。

③ 最終結果通知 最終選考結果の報告は速やかに文書で通知します。

8. その他

① 合格者に対しては、健康診断書を提出していただきます。提出できない方は、採用取消となります。健康診断に係る経費は自己負担となります。

② 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、着任する際にはPCR検査を自己負担で受診していただきます。（※本村が指定する医療機関において受診となります。）